

# 国家戦略としての宇宙政策

平成 26 年 9 月  
内閣府 宇宙戦略室 参事官  
前原正臣

# 目次

## 序

1. 宇宙政策の新たな推進体制
2. 宇宙基本計画
3. 最近のトピックス
  - ・安全保障と宇宙
  - ・包括的日米対話
  - ・日本再興戦略
  - ・新宇宙基本計画の策定
4. 宇宙インフラに関する施策
  - ・測位衛星
  - ・リモセン衛星
  - ・輸送システム
5. 平成27年度宇宙関連予算

# 拡大する宇宙利用

科学

アポロ計画  
国際宇宙ステーション  
月、火星  
はやぶさ  
深宇宙の探査

民生利用

気象衛星  
BS, CS  
リモートセンシング衛星  
GPS

安全保障

大陸間弾道弾  
監視衛星  
GPS  
早期警戒衛星

# 世界の宇宙システムの保有状況

- 自前の打ち上げ能力を有する国は9カ国、地域。
- 自国の衛星を保有する国の数は50カ国以上。
- 早期かつ効果的に通信インフラを整備したい新興国が増加を牽引。



ロケット製造能力及び衛星保有国

(日、米、EU、露、中、印、ウクライナ、イスラエル、イラン)

衛星保有国

(50カ国以上)

(出典: 経済産業省資料)

ロケット製造能力及び衛星を保有する国

# 宇宙政策は

技術政策、イノベーション政策

産業政策

安全保障政策

外交政策

社会、国家の在りようの問題



国家戦略そのもの

# 宇宙政策の新たな推進体制

## 宇宙基本法の成立(平成20年5月)

- 宇宙基本法は、3党(自由民主党、公明党、民主党)の超党派による議員立法により、平成20年5月成立。

従来

衛星・ロケット  
の**開発**が  
主な取り組み



方向性

課題解決の手段として  
宇宙**利用**を推進

### <宇宙基本法附則>

- 1年を目途に宇宙開発戦略本部の事務を内閣府が行うための法整備を行うこと
- 1年を目途にJAXAの目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、所管行政機関について検討し見直すこと
- 政府の宇宙開発利用の推進体制について検討を行い、必要な措置を講じること

# 宇宙基本法のポイント

## 1. 「平和利用原則」から「日本国憲法の平和主義の理念」へ

## 2. 宇宙開発戦略本部の設置

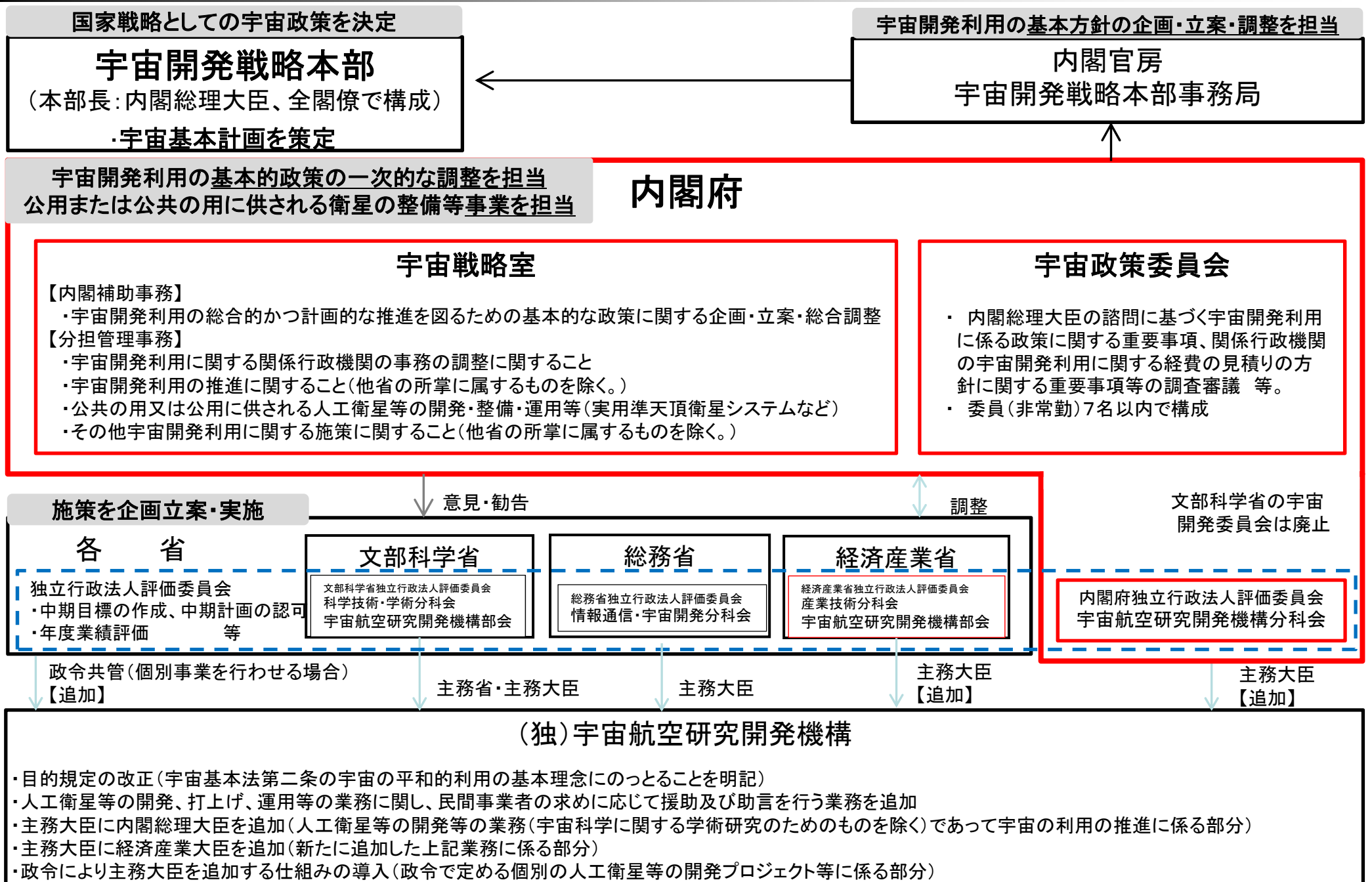
- ・「宇宙基本計画」を策定
- ・総理が宇宙政策を決める体制へ

## 3. 宇宙開発戦略本部の事務を内閣府に整備

- ・JAXAの見直しを含め法施行後1年を目途



# 我が国の宇宙開発利用推進体制(平成24年7月以降)



## ○内閣府宇宙戦略室； 我が国宇宙政策の司令塔

- ・内閣補助事務として、宇宙開発戦略本部(本部長；内閣総理大臣。全閣僚で構成)を補佐
- ・宇宙政策委員会の審議を経て、
  - ・戦略的予算配分方針を策定、各省に指示、各省をフォローアップ
  - ・宇宙基本計画に盛り込むべき事項について検討。
- ・多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星の整備、運用(準天頂衛星等)

## ○JAXA；政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関

- ・「平和目的」規定を宇宙基本法と整合化。
- ・民間の求めに応じて援助及び助言を行なう体制に。
- ・主務大臣に文部科学大臣、総務大臣に加え、内閣総理大臣と経済産業大臣を追加。
- ・各省のニーズに応じて衛星等を開発、各省も政令追加によって主務大臣に。

# 宇宙政策委員会 委員名簿

(委員長)	葛西 敬之	東海旅客鉄道株式会社代表取締役名誉会長
(委員長代理)	松井 孝典	千葉工業大学惑星探査研究センター所長、 東京大学名誉教授
	青木 節子	慶応大学総合政策学部総合政策学科教授
	中須賀 真一	東京大学大学院工学系研究科教授
	松本 紘	京都大学総長
	山川 宏	京都大学生存圏研究所 宇宙圏航行システム工学分野教授
	山崎 直子	宇宙飛行士

# 宇宙基本計画

# 宇宙基本計画の概要

(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)

## 第1章 宇宙基本計画の位置付けと新たな宇宙開発利用の推進体制

今後10年程度を視野に置いた平成25年度からの5年計画。  
内閣府が宇宙政策の司令塔機能を担うとともに、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)は政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関と位置付けられた。

## 第2章 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針

### 《 宇宙利用の拡大 》

宇宙利用によって、産業、生活、行政の高度化及び効率化、広義の安全保障の確保、経済の発展を実現する。

### 《 自律性の確保 》

民間需要獲得などにより産業基盤の維持、強化を図ることで、我が国が自律的に宇宙活動を行う能力を保持する。

### 施策の重点化の考え方と3つの重点課題 :

宇宙利用の拡大と自律性の確保に向けた取組に必要な資源を確保し、宇宙科学に一定規模の資源を充当した上で、宇宙探査や有人宇宙活動等に資源を割り当てる。

「安全保障・防災」「産業振興」「宇宙科学等のフロンティア」の3つの課題に重点を置くとともに科学技術力や産業基盤の維持、向上が重要。

### 《 我が国の宇宙開発利用に関する6つの基本理念 》

宇宙の  
平和的利用

国民生活  
の向上等

産業の振興

人類社会  
の発展

国際協力等  
の推進

環境への配慮

# 最近のトピックス

# 安全保障と宇宙

## 「国家安全保障戦略」の意義

- 国防の基本方針(昭和32年5月20日国防会議決定・閣議決定)に代わるものとして日本の戦略を内外に発信
- NSCの司令塔機能(四大臣会合)の下に国家安全保障戦略を戦略的・体系的に推進
- 関連安全保障分野(海洋・宇宙・サイバー・ODA・エネルギー等)の政策に指針を与える
- 国の他の諸施策の実施に当たっては、国家安全保障上の観点を十分に考慮
- NSC(+国家安全保障局:NSS)が戦略(大綱)について定期的に体系的な評価を実施



# 「国家安全保障戦略」の構成

## 策定の趣旨

### 国家安全保障の基本理念

- 1 我が国が掲げる理念
- 2 我が国の国益と国家安全保障の目標

### 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

- 1 グローバルな安全保障環境と課題
  - (1) パワーバランスの変化及び技術革新の急速な進展
  - (2) 大量破壊兵器等の拡散の脅威
  - (3) 国際テロの脅威
  - (4) 国際公共財(グローバル・コモンズ)に関するリスク
  - (5) 「人間の安全保障」に関する課題
  - (6) リスクを抱えるグローバル経済
- 2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
  - (1) アジア太平洋地域の戦略環境の特性
  - (2) 北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為
  - (3) 中国の急速な台頭と様々な領域への積極的進出

### 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

- 1 我が国の能力・役割の強化・拡大
  - (1) 安定した国際環境創出のための外交の強化
  - (2) 我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築
  - (3) 領域保全に関する取組の強化
  - (4) 海洋安全保障の確保
  - (5) サイバーセキュリティの強化
  - (6) 国際テロ対策の強化
  - (7) 情報機能の強化
  - (8) 防衛装備・技術協力
  - (9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進**
  - (10) 技術力の強化

- 2 日米同盟の強化
  - (1) 幅広い分野における日米間の安全保障・防衛協力の更なる強化
  - (2) 安定的な米軍プレゼンスの確保

- 3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
  - (1) 我が国と普遍的価値・戦略的利益を共有する国との協力関係の強化
  - (2) 中国との安定的な関係の構築
  - (3) 北朝鮮問題への対応
  - (4) ロシアとの協力の推進
  - (5) 地域協力の枠組み等の積極的活用
  - (6) アジア太平洋地域の友好諸国とアジア太平洋地域の安定の確保に向けた協力
  - (7) 国際社会の平和と安定に向けたアジア太平洋地域外の諸国との協力関係の強化

- 4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与
  - (1) 国連外交の強化
  - (2) 法の支配の強化
  - (3) 軍縮・不拡散に係る国際努力の主導
  - (4) 国際平和協力の推進
  - (5) 国際テロ対策における国際協力の推進

- 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
  - (1) 普遍的価値の共有
  - (2) 開発問題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現
  - (3) 開発途上国の人材育成に対する協力
  - (4) 自由貿易体制の維持・強化
  - (5) エネルギー・環境問題への対応
  - (6) 人と人との交流の強化

- 6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進
  - (1) 防衛生産・技術基盤の維持・強化
  - (2) 情報発信の強化
  - (3) 社会的基盤の強化
  - (4) 知的基盤の強化

## 国家安全保障戦略(平成25年12月17日閣議決定) 宇宙関連部分抜粋

我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

### 1 我が国の能力・役割の強化・拡大

#### (9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進

宇宙空間の安定的利用を図ることは、国民生活や経済にとって必要不可欠であるのみならず、国家安全保障においても重要である。宇宙開発利用を支える科学技術や産業基盤の維持向上を図るとともに、安全保障上の観点から、宇宙空間の活用を推進する。

特に情報収集衛星の機能の拡充・強化を図る。また、自衛隊の部隊の運用、情報の収集・分析、海洋の監視、情報通信、測位といった分野において、我が国等が保有する各種の衛星の有効活用を図るとともに、宇宙空間の状況監視体制の確立を図る。

また、衛星製造技術等の宇宙開発利用を支える技術を含め、宇宙開発利用の推進に当たっては、中長期的な観点から、国家安全保障に資するように配慮するものとする。

# 宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定)

## 第2章 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針

### 2-4. 我が国の宇宙開発利用に関する6つの基本理念

#### (1) **宇宙の平和的利用**

四方を海で囲まれた我が国にとって、平素から我が国周辺海空域を常時監視し、各種事態の兆候を早期に探知して、収集した各種情報を迅速に伝達・共有する機能を強化する上で、宇宙空間の利用は極めて重要な手段の一つと位置付けられる。

このような観点から、平成27年度からの運用を目途に自衛隊の通信に利用する新たな通信衛星の整備が進められており、宇宙空間を利用したC4ISR5の機能強化が着実に進んでいるほか、厳しい財政事情の中、我が国の安全保障に資する調査・研究等が行われている。

また、平成10年度に導入が決定された情報収集衛星は、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理に必要な情報の収集に活用されており、今後ともその機能の拡充・強化が必要である。

なお、諸外国においても、防衛分野での宇宙利用が進められていることから、今後の動向について、十分な注視が必要である。また、安全保障用途で培った技術であっても一定期間が経過するなど安全保障に支障がないものを民生に応用することにより、産業基盤の維持、強化に資することも重要である。

# 宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定)(続き)

## 第2章 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針

### 2-4. 我が国の宇宙開発利用に関する6つの基本理念

#### (1) 宇宙の平和的利用

また、民生・安全保障両分野において宇宙空間の利用が拡大するにつれ、我が国の持続的な宇宙開発利用を確保するためには、スペースデブリ(宇宙のゴミ。以下「デブリ」という。)との衝突等から人工衛星等を防護することなどを目的とした宇宙状況監視(SSA: Space Situational Awareness)体制の構築が重要な課題となっている。政府が保有する各種機能の有効活用に加え、関係省庁が民生及び外交・安全保障の両観点から適切な対応を取ることが重要である。

安全保障分野での宇宙利用に際しては、**宇宙基本法を踏まえ、我が国が締結した国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念に基づき、国際情勢、とりわけ北東アジアの状況をも十分に踏まえつつ、特に我が国の安全保障に資する情報収集、警戒監視、情報通信機能等を強化するとの観点から宇宙開発利用を推進する。**

宇宙基本法を踏まえた2012年の法律改正(内閣府設置法等の一部を改正する法律)によって、JAXAの目的が見直されたことから、安全保障分野における貢献が重要である。